

登別市住宅入居等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づく地域生活支援事業のうち、登別市が行う登別市住宅入居等支援事業（以下「住宅入居等支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上である者をいう。

(事業内容)

第3条 住宅入居等支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続支援
- (2) 夜間を含めた緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡、調整等必要な支援
- (3) 利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行うこと。

(実施主体)

第4条 住宅入居等支援事業の実施者は、登別市とする。ただし、市長は、当該住宅入居等支援事業の全部又は一部を適切に実施できると認めた指定相談支援事業者に、当該住宅入居等支援事業を委託することができる。

(利用対象者)

第5条 住宅入居等支援事業の利用対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第2項及び同条第3項の規定により、市が介護給付費等の支給決定を行うこととなるもので、賃貸契約による一般住宅への入居を希望するが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者とする。ただし、現に共同生活援助又は共同生活介護を利用する者を除く。

(申請)

第6条 住宅入居等支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、登別市住宅入居等支援事業利用申請書（別記様式第1号。以下「利用申請書」という。）に、住民票及び障害を証明する書類を添えて登別市福祉事務所長（以下「福

祉事務所長」という。)に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、利用の要否決定を行うため、当該申請に係る障害者に面接を行い、利用に関する意向、その心身の状況、環境その他福祉事務所長が定める事項について調査するものとする。

(利用要否決定)

第7条 福祉事務所長は、前条第2項の調査結果に基づき、住宅入居等支援事業の利用の要否決定を行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項による要否決定を行ったときは、当該申請者に対し、登別市住宅入居等支援事業利用決定通知書(別記様式第2号)又は登別市住宅入居等支援事業利用却下通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(利用決定の有効期間)

第8条 前条の規定による利用決定の有効期間は、利用決定の通知のあった日の属する月から起算して6月とする。ただし、当該利用期間が過ぎても、なお当該支援事業の支援が必要と認められる者は、3月の利用期間更新を行うことができる。この場合の利用期間の更新は2回まで行うことができる。

(利用料)

第9条 支援事業の利用料は、無料とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則(平成18年告示第174号)

この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成25年告示第50号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第62号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

登別市住宅入居等支援事業利用申請書

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

| | | | | |
|-----------|-----------|-------------|--|--|
| 申請者 | 住所 | | | |
| | 氏名 | フリガナ | | |
| | | | | |
| 連絡先 | 電話： | | | |
| | | FAX： | | |
| 療育手帳番号 | | 精神保健福祉手帳等番号 | | |
| 賃貸予定物件 | 住所： | | | |
| | 名称： | | | |
| | 電話： | | | |
| 指定相談支援事業者 | 住所： | | | |
| | 名称： | | | |
| | 電話： | | | |
| | (担当者氏名：) | | | |
| 利用理由 | | | | |
| 保証人等予定者 | 住所： | | | |
| | 名称： | | | |
| | 電話： | | | |
| 備考 | | | | |

注1 「賃貸予定物件」には、できるだけ具体的に記載してください。

2 「利用理由」欄には、「保証人がいないため入居が困難」、「家主とのコミュニケーション不足のため」等の利用理由を記載ください。

3 「保証人等予定者」欄には、保証人等が必要ない場合は記載しないでください。

別記様式第2号（第7条関係）

登別市住宅入居等支援事業利用決定通知書

年 月 日

様

登別市福祉事務所長

年 月 日付で申請のありました住宅入居等支援事業について、次のとおり利用決定したので通知します。

記

| | |
|-----------|----------|
| 賃貸住宅物件 | 住所 名称 |
| 指定相談支援事業者 | 住所 名称 |
| 利用期間 | |
| 備考 | |

注 利用期間が過ぎても、なお支援が必要と思われる場合は、再度利用申請書により
手続きください。この場合の利用期間は3月となり、再度更新が可能となります。

連絡先：登別市役所

登別市中央町6丁目11番地

電話：

別記様式第3号（第7条関係）

登別市住宅入居等支援事業利用却下通知書

年 月 日

様

登別市福祉事務所長

年 月 日申請のありました登別市住宅入居等支援事業の利用について、次の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に登別市を被告として（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - （1）審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先 登別市
住 所 登別市中央町6丁目11番地
電 話